

社外役員の独立性に関する判断基準

株式会社 小野測器

「社外役員の独立性に関する判断基準」

当社は、下記 A～H のいずれにも該当しない場合、当該社外役員には独立性ありと判断します。

(仕入先との関係)

- A. 過去3年間の平均で、当社に対する売上高が、当該取引先の連結売上高の5%を超える取引先
(販売先との関係)
- B. 過去3年間の平均で、当社からの売上高が当社の連結売上高の5%を超える取引先
(株主との関係)
- C. 当社の10%以上の議決権を有する株主
(専門的サービス提供者との関係)
- D. 過去3年間の平均で、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受け取った者
- E. 当社の監査法人に所属する者
(経済的利害関係者)
- F. 過去3年間の平均で、年間1,000万円を超える寄付を受け取った者
(支配関係者)
- G. 過去3年間に、上記A～Fに該当する企業・団体に所属していた者
(近親者)
- H. 上記A～Gの該当者の二親等以内の親族および生計を一にする利害関係者

以 上